

平成30年3月23日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 田島 浩

日本放送協会における放送受信料免除基準の一部変更について

本県福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり厚生労働省から連絡がありました。平成30年4月1日からは、社会福祉法に規定される社会福祉事業を行う全ての施設・事業所で入所者及び利用者が利用する受信機が受信料免除の対象となります。

新たに受信料免除の対象となる各施設の管理者におかれましては、受信料免除の申請手続等について最寄りのNHK窓口又はNHKふれあいセンターへ御連絡ください。

[参考資料]

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の周知のご協力依頼について  
(平成30年3月16日)

県庁所管課電話	048-830-	(各担当の番号)
障害者支援課	施設支援担当	3314
	地域生活支援担当	3317
高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3254
少子政策課	子育て環境整備担当	3322
	施設整備・指導担当	3328
	施設運営・人材確保担当	3330
こども安全課	養護担当	3331
社会福祉課	医療保護・	
	ホームレス対策担当	3282